

豊島区特別養護老人ホーム入所指針

豊島区保健福祉部

平成15年8月25日

改正 平成27年3月23日

改正 令和6年4月1日

1 目的

この指針は、豊島区特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の入所の必要性の高い要介護者が、優先して入所できる基準及びその際の手続きを明示することにより、入所に関しての透明性・公平性を確保し、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所の対象者

(1) 入所の対象となる者は、要介護度3から5と認定された者のうち常時介護を必要としかつ、居宅において介護を受けることが困難な者とする。

要介護度1・2と認定された者は、入所申込みをすること自体を妨げるものではないが、入所判定対象者となるためには、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由が必要となる。その判断の際には、施設と豊島区(以下「区」という。)との間で必要な情報共有を実施する。(要介護度1・2で入所が適当とされる者を、以下「特例入所対象者」という。)

(2) 要介護1・2と認定された入所申込者を入所判定対象者とするにあたって、考慮すべき事項

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3 入所申込み時における手続等

(1) 入所申込み

入所希望者は、入所申込書（別紙1）に入所申込者状況を記入して、各施設に申込むものとする。

ただし、入所希望者の委託を受けた介護支援専門員、居宅介護支援事業者は入所申込みの代行を行うことができる。

要介護1・2と認定された者は、居宅において日常生活を営むことが困難である理由などの必要な情報を、所定の様式（別紙2）に記入する。また、施設は、以下の①から②の場合にはそれを裏付ける資料の添付を求めることとする。

- ① 知的障害等を伴う場合 手帳の写し

② 精神障害等を伴う場合 手帳の写しもしくは区が発行する自立支援医療受給者証（精神通院）の写し

なお、所定の様式（別紙2）に記載するのは、原則申込者を担当しているケアマネジャーとする。

(2) 施設への情報の提供

介護支援専門員、居宅介護支援事業者は、入所希望者の状況把握に努め、申込先施設等への情報提供に協力しなければならない。

区は、要介護1・2と認定された入所申込者に関して、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して、適宜意見を表明できる。

(3) 申込者に対する説明

申込みを受けた施設は、入所申込みから入所決定までの手続き、申込者の入所の必要性の高さを判断する優先入所基準（別紙3）に基づき及びその他必要な事項について、入所申込者に対して十分に説明を行う。

(4) 入所申込者名簿の作成

各施設は、入所申込者名簿を作成し、名簿は区に提出する。区は、要介護度と資格の有無を確認する。

(5) 入所申込における有効期限の設定

① 有効期限は申込時に添付した介護保険被保険者証の「認定の有効期限」と同一とする。なお、入所申込者名簿からの削除については、入所申込有効期間の満了日から30日間は猶予する。

② 対象者には有効期限前に、施設から勧奨通知（別紙4）と入所申込書（別紙1）を送付する。

③ 新しい介護保険被保険者証送付時の「介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書」に区からの勧奨通知（別紙5）を同封し、送付する。

(6) 入所保留における有効期限の失効

入所ご案内時に入所を保留された場合、当該施設については入所申込取り下げの扱いとなる。ただし、入院等特別な事情がある場合を除く。

4 入所検討委員会

(1) 施設は、入所の決定にかかわる入所検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置しなければならない。

(2) 検討委員会は、施設の管理者（以下「施設長」という。）、生活相談員、介護職員、看護職員及び介護支援専門員のほか、第三者を加え入所決定の公平性を保つことができる委員構成とする。

(3) 検討委員会は、第二次評価の審議を行う。

(4) 検討委員会は、施設長が招集し原則として4ヶ月に1回以上開催するものとする。

(5) 検討委員会は、審議の内容を、議事録にして2年間保管しなければならない。

5 優先度の判定及び入所の決定

入所の優先度の判定及び入所の決定は、下記に定めるところによる。

(1) 第一次評価

施設長は、別に定める優先入所基準（別紙3）に基づき、速やかに第一次評価を行うものとする。

(2) A ランク名簿の作成

① 各施設は、入所申込書に基づき、第一次評価を行い、優先度順に区分した A ランク名簿を作成する。

② 作成時期は、新規及び状況変化による入所申込者を加え、1ヶ月ごととする。

(3) 第二次評価及び優先者名簿の作成

① 施設長は、第一次評価された入所申込者について、優先的な入所を決定するための第二次評価を実施し、その判定結果に基づいて優先度の区分を更に区分した優先者名簿を作成する。

② 第二次評価は、第一次評価に用いる指標、その他の補完指標を総合的に勘案して行うものとする。

③ 優先者名簿は、検討委員会の審査を経て決定するものとする。

(4) 入所決定

入所決定は、男女別構成、施設の特性等、地域性や本人等の意向その他特別に配慮しなければならない個別事情を勘案し、優先者名簿に記載された者から施設長が行うものとする。

特例入所対象者については、入所の必要性の高さを判断するに当たり、改めて区に意見を求めることが望ましい。

(5) 判定結果等の説明

施設長は、優先度の判定結果及び検討経過について、入所申込者から説明を求められた場合には、十分な説明を行わなければならない。

6 特別な事由による入所

次に掲げる場合は、施設長の判断により入所を決定することができる。

但し、施設長は当該決定を行った場合は、その決定内容を検討委員会に報告する。

(1) 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所による場合。

(2) 災害や事件・事故、深刻な虐待が疑われること等により緊急に入所を必要としており、入所検討委員会を招集する余裕がない時。

7 適正運用

(1) この指針は、区及び区内施設の共通の指針とし、区外協定施設にも適用する。

(2) 施設は、この指針に基づき、適正に入所の決定を行うものとする。

(3) 区は、この指針の適正な運用について、介護保険法及び老人福祉法に基づき、施設に対して必要な助言を行うことができる。

8 指針の見直し

区は、この指針を見直す必要が生じた場合は、区内施設、区外協定施設と協議を行うものとする。

9 施行日

この指針は、令和6年4月1日から施行する。